

第3期 山梨県富士山科学研究所 中期計画

令和 6年3月31日

山梨県富士山科学研究所（以下「研究所」という。）は、業務運営に関する中期計画（以下「計画」という。）を次のとおり定める。

令和6年（2024年）3月31日

山梨県富士山科学研究所
所 長 藤 井 敏 嗣

はじめに

「山梨県富士山科学研究所」は、平成26年4月に「山梨県環境科学研究所」を改組し、富士山を重点的に研究する機関として整備されて以来、世界文化遺産に登録された富士山の顕著な普遍的価値を支える自然環境の保全に向けての、また、富士山火山防災対策に取り組むための研究業務を進めてきた。

併せて、全県的に対応が必要な水資源の保全、外来種・有害鳥獣対策等の環境課題への対応、県民等に対する富士山及び周辺地域の環境に関する知識の普及啓発に積極的に取り組むとともに、外部の研究機関・研究者との連携推進や研究成果の発信を通じて、県民に開かれた研究所を目指してきたところである。

研究所は、研究活動の基本である研究者の自由な発想に基づく研究を通じて、住民や社会活動の発展に貢献するものであるとの考えの下、今日まで基礎的な研究を行えるアカデミックな研究機関としての地位を築き、富士山を中心とした自然環境や火山活動等に関する研究において様々な成果を上げてきた。

今後もその成果が、本県施策の立案等に反映されるよう、火山防災対策に関する研究を一層加速するとともに、上質な自然空間の基盤となる自然環境が健全な状態で維持されるための研究の継続が極めて重要である。

富士山を中心とした研究を開始して10年が経過し、世界を取り巻く自然環境や社会的環境が急激に変化する中、富士山やその周辺地域における環境も例外ではなく、変化に的確に対応した研究が求められている。

こうした背景を踏まえ、今後も県民をはじめ様々なニーズに適合した研究・教育・啓発事業をより効率的、効果的に実施するとともに、世界に誇れる研究機関を目指し、富士山を中心とした研究を力強く推進していくため、本計画を策定する。

1 基本方針

研究所は、日本のシンボルであり、世界文化遺産である富士山を重点的に研究する機関として、その自然特性や、火山防災などについて研究を進めるとともに、富士山の保全や活用方策、防災対策などの構築に向け、科学的な側面から提言を行うため、次の項目について計画を策定した。

- ① 研究等活動について
- ② 教育事業の推進について
- ③ 情報発信と管理、関係機関との交流促進について
- ④ 業務運営について

なお、社会情勢や研究所を取り巻く環境等の変化に柔軟に対応できるよう、計画は所管部局等と協議の上、適宜変更・修正するものとする。

2 計画期間

令和6年度（2024年度）から同9年度（2027年度）までの4年間とする。

3 研究等活動について

（1）研究所の役割について

研究所は、世界遺産富士山の保全策の構築、富士山火山防災対策の強化、複雑化・多様化する本県環境の課題解決に向けて、富士山を中心に調査研究を行う試験研究機関として研究を行うとともに、研究で得られた成果や知見を県政に反映されるよう政策提言を行う。具体的には、第三期中期目標（以下「目標」という。）で掲げられた基本的な研究等業務を行う。

- ① 富士山の自然特性の解明・保全・活用
- ② 富士山の火山活動の解明と防災対策
- ③ 行政の課題解決に向けた支援・研究成果の活用

併せて、本目標期間内において重点的に対応すべき業務として目標に位置づけられた次の県政の喫緊の政策課題（6項目）に対応する調査研究等を行う。

- ア 生物多様性に富んだ自然共生社会の推進
- イ 野生鳥獣の適正管理の推進
- ウ 富士山火山防災対策の研究と普及
- エ 富士山火山防災におけるソフト対策の推進
- オ 富士登山者に対する安全対策の実施
- カ 世界遺産富士山の価値と環境の維持向上

(2) 研究活動の種別について

富士山科学研究所整備計画（平成25年11月）を踏まえ、外部の要請に柔軟に応え、豊かな成果を県民に還元するため、研究活動を次の種別で設定し推進を図る。

a 基盤研究

中期計画に基づいて各研究科等において中長期的に取り組む研究。研究期間は中期計画期間毎とする。

b 課題研究

基盤研究を推進する上で、重点的に課題解決を行う研究。基盤研究への応用や波及が見込めるものを中心に各研究員の専門性を活かして推進する研究。

c 特別研究

本庁各課等から要望された県政上の重要な課題に対応する研究

d 成長戦略研究

「やまなし科学技術基本計画」に掲げる成長促進分野及び「山梨県総合計画」の戦略・政策を推進するための研究。（＊現在は「総理研課題」と「成長戦略課題」が該当する）

e 外部資金研究

外部資金等により取り組む研究

(3) 富士山の自然特性の解明・保全・活用に関する研究について

世界遺産富士山包括的保全管理計画では地元自治体の責務として富士山に関する学術調査や環境変化の観測などを継続的に実施することが定められている。富士山が持つ普遍的価値を生み出す自然環境の保全はそのため重要な課題となっているが、中でも自然環境を構成する生態系や種、遺伝子の多様性は生物多様性と定義され、自然環境保全の中でも中心的な課題となっている。

生物多様性の保全とその持続的な利用は世界的動向として活発に議論されている。生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では2030年までの国際目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、各国は生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現が世界的な目標となった。これを踏まえる形で「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、本県では山梨県生物多様性地域戦略のもと各種施策が進められている。現在、生物多様性の保全と持続的な利用は共通の目標として、その実現により一層の協力と推進が求められている。

富士山は森林限界や高山帯、大室山のブナ林、青木ヶ原樹海等の原生的な環境だけでなく、多くの動植物から構成される二次草原や富士五湖に代表される湖沼環境など多様な生態系で構成されている。本研究所は富士山における唯一の自然科学関連の研究機関として、環境科学研究所時代から自然環境に関する研究を実施してきたが、生物多様性の保全と持続的な利用が共通した目標となる中で、富士山の生物多様性保全に向けてその基礎となる機構解明の重要性がより一層増している。

一方、ニホンジカの高山帯への進出や侵略的外来種の侵入と繁茂、温暖化影響など生物多様

性の損失を招く事象が生じており、これら事象の影響評価と対応策の立案、効果検証などデータに基づく保全策の構築が求められている。加えて富士山は世界的な観光地であり、生物多様性を含む自然環境は観光資源としてもとらえられている。持続的な社会の形成に向けて、富士山を自然資本と捉え、自然環境の理解のもと、適切な利用と管理を行うことがより一層重要な取り組みとなっている。

これら富士山を取り巻く状況を鑑み、本研究所は富士山の自然環境の解明と保全、活用を目標とし、富士山の自然史を基礎として①富士山の生物多様性に関する研究、②自然環境のモニタリングと予測に関する研究、③保全活動および環境政策等の支援と自然環境の利活用に関する調査研究を実施する。

① 富士山の生物多様性に関する研究

生物多様性の保全は生態的なプロセスを維持することであり、そのためには地形や地質、水環境、古生物など自然史を基礎として、動植物それぞれの生態と生物間相互作用、生態系の機能と構造など様々な生態的特性を明らかにすることが必要である。このことから、これまで実施してきた野外調査に基づく希少種をはじめとした動植物の生態解明に向けた研究、DNA など遺伝情報を活用した鳥類など野生生物の多様性に関する研究を進める。加えて、生態系に多大な影響を及ぼすニホンジカや外来種など生物多様性の損失を招く諸要因や生態リスクに関する研究にも取り組む。

② 自然環境のモニタリングと予測に関する研究

自然環境の現状を把握し将来的な傾向を予測することは保全策の構築において基盤的情報であり、保全策の効果検証においても重要な役割を担う。そのため、生態現象及び自然環境の状態把握を目的として人工衛星や自動撮影カメラなどセンシング技術と AI 技術を用いたモニタリング体制の構築を図る。さらにデータサイエンスの観点に基づき、得られたデータから自然環境の状態評価及び予測に関する研究を進める。

③ 保全活動および環境政策等の支援と自然環境の利活用に関する調査研究

自然環境の解明とモニタリングに加え、自然資本として適切な利活用を図ることも富士山地域においては重要な課題となっている。そのため、富士山地域で行われている自然環境の活用や各種保全活動、環境政策等に関して、これまでの研究成果の社会実装の観点から、関係機関への研究協力やデータの利活用を通じたステークホルダーへの情報提供などの支援を進める。また、ネイチャーポジティブの実現は富士山地域においても重要な目標である。このことから、世界遺産地域や国立公園地域等における自然環境の活用事例の収集などネイチャーポジティブに関する調査研究を進める。

(4) 富士山の火山活動の解明と火山防災に関する研究について

平成26年の御嶽山噴火災害を受け、平成27年に活動火山対策特別措置法(以下、活火山法)が改正され、各活火山周辺自治体等で火山防災協議会を組織することが法定化された。この結果、全国的に火山防災への取り組みが大幅に進展し、令和元年7月に山梨県等が主導する形で「火山防災強化推進都道県連盟」が設立されるとともに、令和2年7月には「火山防災強化市町村ネットワーク」が設立された。これらの組織が連携して活動することにより、令和5年に活火山法がさらに改正され、国及び地方公共団体では火山現象の研究観測体制の整備等に努めなければならないことが明記されたところである。さらには、活火山法の施行に伴い、令和6年度には文部科学省に「火山調査研究推進本部」が設置され、国において火山に関する観測、測量、調査及び研究を一層、推進するとともに、活動火山対策の強化を図る状況にある。

富士山においても、令和3年3月に富士山火山防災対策協議会が改訂版の富士山ハザードマップを公表した上で、令和5年3月に従来の富士山火山広域避難計画を改称し、大幅な見直しを行った富士山火山避難基本計画を公表している。現在、これらの取り組みに基づき、関連する県や市町村において、各地域の特性を反映させた具体的かつ実践的な火山噴火時の避難体制を構築し、それぞれの地域防災計画に組み込むための作業を推進している段階にある。本研究所においても、これらの取り組みにより一層、貢献していく必要がある。

本研究所では、これまで同様、富士山の火山防災に関する拠点として火山現象の観測ならびに研究を着実に推進していくと同時に、山梨県の防災行政の一翼を担う組織としての役割を自覚し、関係部署との連携をより一層、強化していく。さらに、地域・学校等を対象とした防災教育、火山に関する調査研究を実施している関連機関との連携も強化し、富士山の噴火対策の推進に貢献する。

この目的を達成するため、①火山観測網の整備に基づく、噴火予測の高度化に関する研究の推進、②火山活動に関連する諸現象の特性や噴火の履歴を解明するための研究、③火山災害軽減に資する調査研究、④効果的な防災教育手法や適切な情報発信のあり方に関する調査研究を進めていく必要がある。

① 火山活動の観測網の整備に基づく噴火予測の高度化に関する研究

火山災害を軽減するには、火山活動の変化を的確に把握し、迅速な初動対応に繋げることが重要である。また、火山噴火の前駆と見られる現象の段階で、その後の噴火の推移や規模を適切に予測することが可能になれば、対応方針を検討する上で極めて有用な情報となりうる。このため、重力や空振、火山性地震等、現状では観測体制が十分ではない観測項目について、最新のリモートセンシング技術を組み込みつつ重点的に観測網の整備を進めるとともに、気象庁や防災科学技術研究所等、関係研究機関から提供された富士山周辺での観測データを統合して噴火の時期や規模をなるべく精度よく見積もるための予測手法の研究を進める。観測データの品質の保証や解釈の補助のため、現地の気象や陸水環境のモニタリングにも取り組む。

② 火山活動に関する諸現象の特性や噴火の履歴を解明するための研究

火山活動の監視・観測に加え、噴火推移の適切な予測には過去の履歴から類推するということが重要である。そのため、引き続き0露頭やトレンチならびにボーリングで得られる堆積物について、その形成過程に深く関与する周辺の地形、地質等を考慮しつつ調査を進め、詳細な噴火履歴の解明を試みる。また、より長期的な噴火パターンに関する知見を得るために、マグマ供給系の解明に向けた研究を進める。

③ 火山災害軽減に資する調査研究

火山災害を軽減するには、火山研究によって得られた知見に基づいた実践的な避難計画を策定し、噴火発生時に実際に機能しうる防災体制を構築することが重要である。そのために、火山噴火の履歴だけでなく、過去の噴火災害における防災対応の状況に関する情報の収集・整理も進め、噴火災害時の潜在的課題を発見するとともに、その解決策について、関係自治体等と連携し、災害医療や要支援者対策等、保健福祉分野の対応にも配慮しつつ検討を進める。

④ 効果的な防災教育手法や適切な情報共有のあり方に関する調査研究

活火山である富士山と地域住民が共存していくには息の長い啓発活動が必要であることから、効果的な防災教育手法に関する調査研究を進める。現状の火山防災マップは情報過多であり、必要な情報の抽出が困難であることが指摘されているため、火山防災マップを住民が誤解することなく、必要な情報を確実に読み取ることが可能なマップのあり方について研究を進める。

火山噴火発生時には、関係者間で必要な情報が遅滞なく共有されることは極めて重要であることから、情報共有のあり方に関する調査研究を進める。特に、富士山においては登山シーズンである夏季には通信環境が悪い高標高地域に多数の登山者が昼夜を問わず滞在しているため、そのような状況での噴火対応は困難を極めることが予想される。そのため、登山者向けの情報共有手法に関する研究を進める。

(5) 行政の課題解決に向けた支援・研究成果の活用について

県行政の推進において、喫緊かつ早急な取り組みが必要な重要課題はもとより、日頃の業務遂行の過程において、その課題解決を図るために、本研究所の専門性・独自性を活かした研究活動や、これまで蓄積されてきた研究成果による知見等を活用した支援活動の積極的な展開に努める。

具体的には、行政側の悩み・要望等を踏まえ、課題の整理を始めとして、課題解決に至る可能性のある手法や社会実装の提案まで、段階的にサポートを進める。

また、本研究所独自では対応が困難な課題については、他の試験研究機関などと共同・連携して取り組む。

4 教育事業の推進

富士山を主とした県内の動植物、火山などの自然環境とその共生の学習に加えて、その保全の重要性や自然がもたらす災害への備えにつながる学習の場を提供する。そのために、教育プログラムや観察会、富士山サイエンスラボなどでの教育事業において、最新の知見を取り入れ、デジタルコンテンツなどを活用することで、充実した学習体験の創出を図る。さらに、小中学校で実施している富士山学習や防災教育、理数探求など高校生の総合的な探求の時間への積極的な協力および共同実施、教職員への研修、県内の大学等での講義を行うことで、地域教育事業への支援を図る。

また、専門性を高めた自然環境および環境保全、災害について学べる講習会やセミナーなどの実施により、地域においてこれらの課題に取り組むリーダーの育成を支援する。加えて、世界的に拡大しつつある一般市民によって行われる科学的活動であるシチズンサイエンスの地域における普及に向けた体制を検討する。

(1) 自然環境およびその保全や防災に関する学習の場の提供

- ① 富士山を主とした県内の自然環境（動植物、火山など）に関し、教育プログラムや屋外フィールドでの観察会、富士山サイエンスラボの展示などに最新の知見を取り入れ、デジタルコンテンツなどを活用した体験学習体制の構築に取り組む。
- ② 環境保全についての取り組みに関する学習、体験などの教育内容を各教育事業に取り入れることで将来的な地域全体の環境保全意識の啓発を図る。
- ③ 火山としての富士山をはじめとした自然環境がもたらす災害と防災減災について学習、体験する教育内容を各教育事業に取り入れることで地域の防災意識の高揚につなげる。

(2) 地域の教育事業への支援

- ① 小中学校で実施している富士山学習および防災訓練を伴う防災教育において、富士北麓地域を中心に市町村教育委員会と連携し、授業への講師派遣や訓練の共同開催などによる支援を推し進める。また、理数探求など高校生の総合的な探求の時間やSSHへの指導および支援、県内の大学等における講義の実施により、能動的な学習の活性化を図り、地域の持続的な研究活動の発展を支える。
- ② 山梨県総合教育センターと連携し、研究所の専門性を背景とした分野において、学校教員を対象とした研修を実施することで、県内の自然科学分野の教育の充実を支援する。また、市町村教育委員会からの受託業務などへの対応により、地域に密着した教育事業への支援を推進する。

(3) 地域における人材育成支援およびシチズンサイエンス普及への取り組み

- ① 富士山科学カレッジ・同大学院により富士山に関する基礎的な知識の習得と環境保全や防災に対する意識の普及啓発を推進する。加えて、これらに関する講習会やセミナー、育成

研修会などを実施し、地域におけるこれらの課題に関わる人材およびリーダーの育成を支援する。

- ② 地域において適切なシチズンサイエンスの普及を見据えた取り組み方を検討し、一般市民の科学的活動への参加と意識の啓発を進める。

5 情報発信と交流・連携

研究活動、その成果をはじめ環境教育事業や交流事業などの研究所の様々な活動において、わかりやすく迅速な情報発信をすることで県民への周知とその還元に努める。SNSなどのWebサービスを有効に活用し、多様な対象者への適切な広報活動を実施することで、県民をはじめとしたより多くの人々の自然科学への興味・関心の創出および向上を図る。

加えて、富士山を中心とした県内の各種情報などの収集・整理・提供に努め、デジタルコンテンツとして利用する基盤を整備することで教育や研究などでの活用における利便性を向上させる。また、県民をはじめとした多くの来訪者が気軽に研究所を利用できるよう、親しみやすいネーミング（研究所の別称等）を検討するなど、コロナ禍で落ち込んだ利用者の回復を図る。

一般向けおよび専門家向けの公開講座の一層の充実とオンライン併用のハイブリッド形式での実施により、多様なニーズに対応した交流を推し進める。地域においては、他施設および機関との連携による各施設利用の相互促進や地域イベントへの積極的な参加により地域交流の活性化を図る。研究の拠点機能において、国内外の研究機関や研究者との連携や研究員の受入れ、資料や設備などの共有体制を整備することで研究所内外の研究活動の活性化を図る。加えてJICAとの技術協力事業、公募研究制度の設立の検討や紀要、学術雑誌などの機関誌の発行によりさらなる調査研究活動の拡充を図る。

(1) 研究所事業の積極的な発信

① 刊行物による広報

一般向けの情報誌としてのニューズレターや年報、研究成果報告書などの定期的な発行に加えて地域のトピックをまとめたリーフレットなどにより研究活動および教育事業について成果の還元を図る。

② Webサービスによる広報

研究所ホームページを基点とし、SNS連携やメールマガジン等、多様な情報発信体制を検討し構築することで幅広い層へのアプローチを図る。また、ホームページの改訂などにより、県民をはじめとする各利用者が必要な情報に平易にアクセスできるよう努める。これにより、研究部門、教育部門、広報部門の各事業における対象者のニーズに応え、各事業の利活用の活性化を図る。

③ マスメディアを通じた広報

プレスリリースなどのマスメディアへのタイムリーな情報提供により、研究および教育事業の成果について広く県民に伝えるよう努める。また、各種講座、シンポジウム、イベントなどについての定期的な情報発信、マスメディアへの積極的な協力により、研究所及び研究所の事業を広く周知し、県民をはじめとした多くの人々の自然科学への興味・関心の創出及び向上を図る。

④ 一般向けイベントの開催による情報発信

ファミリー層を対象とした「富士山研まつり」や一般向けの「研究成果発表会」での研究活動の報告、様々な教育事業（研究員による専門性の高い出張講義や体験講座など）を実施することで、多様なニーズにおいて研究所の活動・成果を広く県民に周知・還元し、自然科学への関心や学習機会の増加を図る。

(2) 富士山に関する情報の共有と利用を促進するシステムの整備

① 富士山関連情報の共有と活用

富士山に関する図書、視聴覚資料及び各種情報の収集に努め、環境情報センターでの閲覧および富士山サイエンスラボでの展示などとの連携した配架などにより来訪者の科学活動の活性化や学習体験の質的向上を図る。また、ニーズに沿った企画および広報を積極的に行うことで図書やサイエンスラボの資産の有効利用を推し進める。

② 一般利用部門の利活用の促進

教育・交流事業についてホームページや SNS などの Web サービスを用いた積極的な広報および教育機関、教育関連機関との連携により広く県民の認知度を上げることで施設の利活用の増加を図る。また、環境教育・交流部門に親しみやすい独自の呼称やキャラクターを設けるなど一般来訪者の利用の増進につながる体制を整備する。

(3) 交流・連携機能の強化

① セミナー、シンポジウムなどの開催

一般向けおよび専門家向けにオンラインを併用したハイブリッド形式もしくはオンデマンドでの公開講座（研究所研究員による市民講座や外部講師を招いた市民講座、国内・国際シンポジウム、研修会など）を実施し、様々な立場の人への情報発信と意見交換の場を設けることで多様なニーズへ対応した交流を推し進める。

② 地域の施設機関との連携

地域の他の施設および機関と連携した企画や職員の交流研修、運営情報の共有などにより、それぞれの特色を生かした県民や来訪者に対する体験の提供と施設利用の相互促進を行う。また、地域のイベントに積極的に参加、出展し研究所事業をベースとした企画を実施することで地域の施設機関と連携し地域の活性化を図る。

③ 研究拠点機能の強化

富士山や県内の事象に対する研究活動の拠点として機能するように、国内外の研究機関や大学、研究者などと連携、交流を図り、外来研究員および研修生の受け入れなどを積極的に行う。加えて、研究所が収集・整理する資料やデータの共有、施設および機器などの共同利用体制の整備を行うことで、研究所内外の研究活動の活性化を図る。また、JICA との技術協力事業、公募研究制度の設立や学術的な機関誌などの発行により、外部との調査研究の共同実施の拡充と研究成果を公開する場を設けることで、さらなる調査研究活動の活性化を図る。

6 業務運営について

行政や社会のニーズを研究所の活動に反映させ、研究の成果を教育活動や交流活動に活用するため、研究部と環境教育・交流部が ONE TEAM となり研究所業務を進めて行く。また、本庁関係所属との連携体制を強化し、密に情報交換・協議を行う。

研究所の運営や研究など諸活動に対して、外部有識者等委員会（運営委員会・課題評価委員会）の助言を踏まえて、研究業務ならびに教育・交流業務などにおける問題点を抽出し、対応策を随時検討する。

さらに、外部資金の積極的な獲得を目指すと共に、大学をはじめ他の研究機関などとの連携・協力関係の強化を進める。また、研究倫理の向上や不正防止の対策も講じ研究員の資質向上を図る。

(1) 本庁所管部局ならびに関係所属との連携強化

年度初めに所管部局長に管理職研究員が、当該年度予定している研究計画に基づいた業務内容を説明し、所管部局との共通認識を図る。

研究成果を行政の課題解決に向けた支援及び推進に活用するため、県庁各課の分掌で発生している行政上の課題を幅広く収集するための富士山科学研究所連絡会議を開催し、これらの課題を解決するための研究（特別研究）に発展させる。

また、研究成果の発信及び活用の一環として、行政問題解決に関連する研究成果を、関連所属職員に説明する研究成果発信事業も行う。

(2) 外部有識者等委員会

① 運営委員会

研究所の運営や諸活動について、外部の有識者等からなる運営委員会を設置し、その評価や助言を踏まえて、一層の効果的・効率的な研究所運営に努める。

② 課題評価委員会

研究課題の評価のため、外部の有識者等からなる課題評価委員会を設置し、研究課題の事前、中間、事後評価を行い、その評価や助言を踏まえて、研究課題の質の向上を図る。また、評価結果はホームページ上に公表する。

(3) 研究業務及び教育・交流業務の進捗管理と評価

① 研究業務及び教育・交流業務の進捗管理

管理職研究員および担当部長あるいはリーダーは、定期的に業務担当者から各業務の進捗状況の聴き取りを行い、業務の方向性、問題点等を整理する。必要に応じて、部長等会議に状況を報告し、対応策を検討する。

② 研究業務及び教育・交流業務の年度ごとの評価（外部評価）

中期計画に記された各業務を着実に遂行するため、各研究課題について、年度ごとに達成目標と計画を策定し、年度末に達成状況を数値化し、運営委員会で討議する。これらの結果は翌年度の研究に役立てる。

終了した研究課題については、課題評価委員会で事後評価を受ける。

(4) 研究員の資質向上

① 研究員の業績

年度ごとに論文発表、学会発表、学会等からの講師依頼や、県民等への出張講義、教育事業支援、行政支援、外部資金獲得、研修生受入など、各研究員の専門知識に基づいた業績についてリストを作成し、研究員の資質向上に役立てる。

② 専門分野の質の向上

研究員の専門分野の資質向上を図るため、論文発表や学会発表を積極的に推奨するとともに、最新の科学技術の習得を目的としたセミナー等への参加や、大学等での講義・講演をサポートする。

③ 研究倫理の向上と不正防止

研究倫理や不正防止に関する教育を研究所職員に対して、e-Learning等の教材を用いて定期的に行う。

(5) 外部資金の獲得

試験研究費確保のため、積極的に山梨県成長戦略研究および日本学術振興会（科学研究費補助金）、文部科学省等の競争的資金・外部資金等に応募する。